

# 危険ブロック塀等安全対策工事費補助制度

大きな地震等により塀が倒壊すると、人身への被害だけでなく避難や救助活動にも支障をきたす恐れがあります。

藤沢市では、地震等による災害を未然に防止するため、道路に面する危険なブロック塀等の撤去や、安全な工作物等に改修する費用の一部を補助します。

## 1. 補助の対象となるブロック塀等

- (1)長さ1 mかつ道路からの高さが1 mを超えるもの
- (2)擁壁の上にあって、長さ1 m、擁壁を含む道路からの高さが1 mを超えるものかつブロック塀等の高さが60 cmを超えるもの

- ・市内の戸建て住宅に附属して道路に沿って設置されているブロック塀等。
- ・藤沢市津波避難計画に定める津波避難路に面している共同住宅や駐車場等に付属するブロック塀等。

※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、万年塀、石積塀等又はこれらを組み合わせた塀

## 2. 補助の対象となる工事

- (1)ブロック塀等を撤去する工事
- (2)ブロック塀等の道路からの高さを40 cm以下に減じる工事
- (3)上記(1)または(2)に続いて、安全な工作物等に改修する工事

※安全な工作物：フェンス、生け垣、四ツ目垣、竹垣など

※前面道路幅員が4 m未満の場合や擁壁上のブロック塀についてはご相談ください。

(4ページ目を参照)

## 3. 補助申請ができる方

- (1)ブロック塀等がある市内の戸建て住宅を所有し、かつ当該住宅に居住している者(1親等の親族の場合も含む)または、藤沢市津波避難計画に定める津波避難路に面しているブロック塀等で共同住宅や駐車場等に附属しており、これらを所有している者。(不動産業等の法人は申請できません。)

- (2)市税の滞納がない

## 4. 補助金額

補助対象工事費(消費税込)の2分の1(上限額30万円。千円未満切捨て)

※但し、藤沢市津波避難計画に定める「津波避難路」沿いのブロック塀等については、補助対象経費の4分の3(上限額45万円)となります。

## 5. 注意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は補助の対象外となります。

- ① 販売や収益を目的として整地や解体等をする際にブロック塀等の撤去を行う場合
- ② 補助金交付決定の前に工事着手している場合
- ③ ブロック塀等に対して、他の助成や補償を受けている場合（狭あい道路整備事業など）

(2) 補助金を利用して設置した安全な工作物等は、原則として設置後5年間は譲渡や処分等はできません。

## 6. 令和6年度 手続きの流れ

(1) 事前相談 ※防災政策課までお問い合わせください



(2) 補助金交付申請書提出（申請者本人）

受付期間：2024年4月15日(月)から2024年12月27日(金)まで  
(土・日・祝日を除く)

時間：午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

場所：藤沢市役所本庁舎7階 防災政策課

(市民センター・公民館、郵送、FAX、メールでは受付できません)

必要書類：3ページ目をご確認ください

※先着順にて受け付け、予算の範囲を超えた場合は受付終了となります。その際はホームページ等でお知らせします。



・補助金交付決定通知 決定通知を受けた後に契約・工事着手をして下さい



(3) 工事着手 工事を変更・中止する場合は、変更・中止承認申請書（第4号様式）を提出してください



・工事完了



(4) 完了届兼実績報告書提出（必要書類は3ページ目をご確認ください）

※工事完了の日から起算して30日を経過した日または、2月15日のいずれか早いほうまでに、提出してください



・書類審査及び現地確認 報告書提出後、約2週間を要します



(5) 請求書提出



・補助金の受け取り 約1か月後に指定された申請者本人口座に振り込みます

**◎補助金交付申請書提出に必要な書類**

- ・危険ブロック塀等安全対策工事費補助金交付申請書(第1号様式)
- ・申請者の住所を確認できる書類(免許証、健康保険証等)の写し
- ・案内図
- ・配置図(周囲の道路幅員がわかるもの)
- ・施工前のブロック塀等の平面図、立面図及び写真
- ・施工業者の見積書の写し
- ・固定資産(家屋)評価証明書または家屋に係る令和6年度納税通知書(課税明細書含む)の写し
- ・市税の納付状況確認同意書(第2号様式)
- ・安全対策工事の計画平面図、立面図、断面図(撤去のみの場合は不要)
- ・居住者と所有者の続柄がわかる戸籍抄本(居住者と所有者が異なる場合のみ)

等

※申請書等の指定用紙は、防災政策課、市民センター・公民館で配布しているほか、市ホームページからダウンロードもできます。

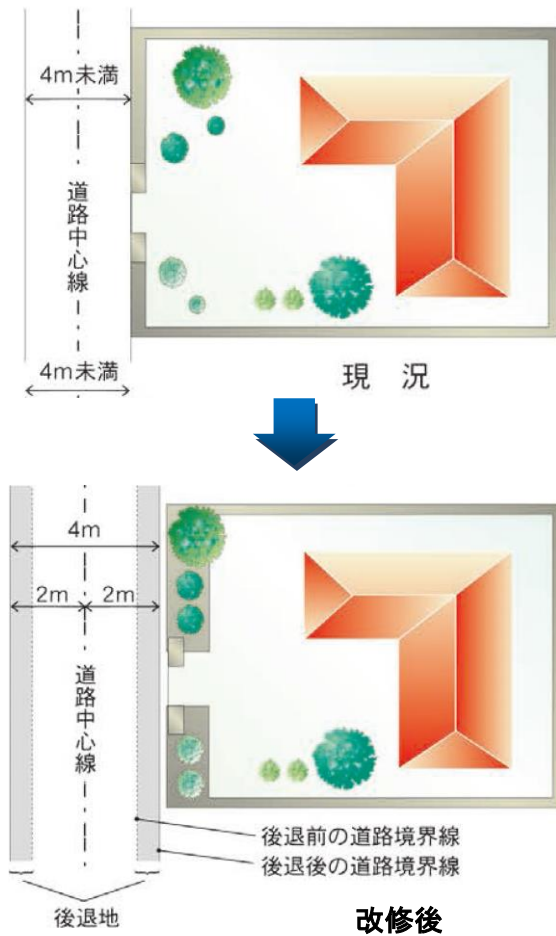
**◎完了届兼実績報告書提出に必要な書類**

- ・危険ブロック塀等安全対策工事費補助金完了届兼実績報告書(第6号様式)
- ・施工後の平面図、立面図及び写真
- ・全景写真(施工前、施工中、施工後)
- ・施工業者との契約書(請負書、発注書等)の写し
- ・施工業者の領収書の写し

等

※報告書である指定用紙は、防災政策課、市民センター・公民館で配布しているほか、市ホームページからダウンロードもできます。

## ○前面道路の幅員が4m未満の場合



危険ブロック塀等安全対策工事費補助制度では、幅員が4m未満の道路に面したブロック塀を改修する場合、新たなフェンス等は所定の位置まで後退して設置してください。

(ブロック塀の撤去のみの場合は除く)

なお、藤沢市では、上記補助制度とは別に、市道を4m以上に拡幅し整備することにより生活道路の機能向上を図ることを目的として、

①後退工事費の補償

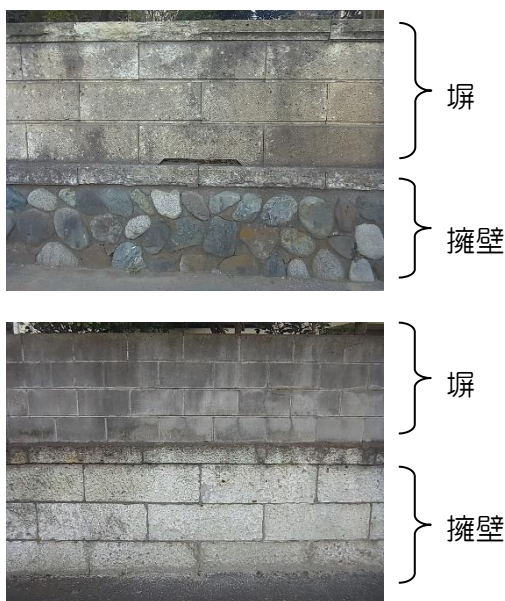
②後退地等の整備

③後退地等の取得や使用を行う「狭あい道路整備事業」もあります。

(所管課：道路管理課狭あい担当)

※上記の制度は、重複して利用することはできません。

## ○道路と敷地に高低差がある場合



補助を受けて石積み擁壁、ブロック擁壁等の上に建つブロック塀等を改修する場合は、あわせてコンクリート製の安全な擁壁に改修してください。



◎この補助制度に関するお問い合わせは、  
防災安全部 防災政策課（本庁舎7階）まで  
TEL 0466-50-8380